

総務委員会会議録

- 1 期 日 令和5年2月27日(月)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前11時45分
(休憩 午後0時5分～午後0時58分)
- 4 閉会時刻 午後1時45分
- 5 出席者 委員長 寺田幸弘 副委員長 藤澤恭子
委員 松本均 委員 草賀章吉
委員 山本行男 委員 鈴木久裕
委員 鷺山記世

当局側出席者 理事兼総務部長、企画政策部長、監査委員事務局長、議会事務局長、所管課長

事務局出席者 議事調査係 山崎貴哉

6 審査事項

- ・議案第18号 掛川市職員定数条例の一部改正について
- ・議案第22号 掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- ・議案第23号 掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- ・議案第37号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について(小笠老人ホーム施設組合)
- ・議案第38号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について(掛川市・菊川市衛生施設組合)
- ・議案第39号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について(東遠工業用水道企業団)
- ・議案第40号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
- ・議案第42号 掛川城天守閣修復景観整備工事変更請負契約の締結について

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年 2月 27日

市議会議長 松本均様

総務委員会 委員長 寺田幸弘

議 事

午前 11 時 45 分 開議

○委員長（寺田幸弘） それでは、引き続きまして総務委員会を開会いたします。

今定例会におきまして当委員会に付託されました議案は、議案第18号 掛川市職員定数条例の一部改正についてをはじめとして計 8件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、3点ほど御連絡を申し上げます。

初めに、いつものとおりですけれども、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いいたします。

次に、質疑についてですけれども、説明を求める場合は、まずは議案等のページを示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いします。一問一答方式をお願いいたします。議案に関係のない質疑や意見は控えていただきますようお願いいたします。

それから、1点御了承いただきたい点でございますが、通常、議案番号順に審査を進めていくべきですが、効率よく議事を進める、進行するために、お手元に配付してある審査順序をお願いいたします。そういうことをお願いいたします。

それで、当局からの資料の配付について申出がありますので、許可いたしましたので、お手元に配付してあります。サイドボックスの中に入っているということでございます。

それでは、審査に入ります。

議案第18号 掛川市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、企画政策課の説明をお願いいたします。

深田企画政策課長

○委員長（寺田幸弘） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 配置予定人数が、今年の4月1日がこんな見込みなのに条例改正して、どういう考え方なんですか。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） ありがとうございます。

今回の条例定数につきましては、定員管理計画の目標数値のほうに基づいて算出をさせていただいて、市長の事務部局の人数等を改正させていただくものでございます。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） その2ページの何を見ればいいんですか。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） 今回、資料のほうを配付させていただいております。

資料2ページの、令和5年度の欄の中段あたりに正規職員数計と、794人という数字が入っております。そちらと、ページ1ページ目に戻っていただきまして、条例改正後の数値、一番右の欄になりますが、その合計欄794人というところで数字のほうを載せてあります。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 計画が先か実態が先かというのはあるんですけども、その辺の考え方は、どうしてこうなるんですか。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） 参考資料の1ページのところに配置予定人数というのが実際的な部分でございますが、条例のほうにつきましてはあくまで目標というか計画の人数に基づいて改正をさせていただいております。

考え方というところでございますが、計画に基づいて採用担当のほうとも連携を取っておりますので、計画のほうに基づいた数字とさせていただいている状況でございます。

○委員長（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） その数を合わせていくのは、例えば、この資料の市長部局のところ4月には501人ですよね。501人を条例の中では513にするということは、具体的にこの後12名をここに配置しようという思いはないのか。誰が思っているか分からないけれども、市長がこのように増やそうと思っている、そうやってこういう条例改正になるんじゃないのか。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） ありがとうございます。

すみません、1つ説明を漏れていたというか、ページ番号1の表の、縦の真ん中の欄、配置予定人数の一番下のところに配置換え職員数というところに24と入っております。こちらのほうは、条例の定数に入っていない、育児休暇等休職をしている職員になります。こういった職員も、いずれ病気の状況によっては復帰というか戻ってくるという状況になりますので、その辺も見越して、全部24人全てが復帰するということはなかなか現実的には難しい部分もあろうかと思っておりますので、そのうち約半分を見込みまして、市長部局のほうに加えて条例の定数のほうには入れてございます。

○委員長（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） よく分からないんですけども、このいわゆる計画というのは数を毎年はつき

りとさせておかなきゃいけないという条例なんですよね。実質いるのかいないのかは別に検討していない。

だって、今この休職の人なんかは、ずっと令和 8年まで大体二十四、五名になっているじゃないですか。常時誰かが変わっているだけであって、常時見ているじゃないですか。だから、この人が配置につくということはあり得ないわけじゃない、誰かが変わってしまっているから。

そうすると、513名にしなきゃいけないということではない。必要でなかったら、必要があるからこういうことにしたいんでしょう。

○委員長（寺田幸弘） それでは、平松企画政策部長。

○企画政策部長（平松克純） 一応、定員管理計画は、これだけ必要だということで立ててありますので、本来その人数がいるのが望ましい必要な人数です。

ただ、実際そこが埋まっていないのが現実ですが、条例上マックスの794名必要だということで、その数字で条例を改正させていただいています。

さっき課長が言っておりますが、配置換え職員数が戻ってきてもそこに、条例内に入っていれば復帰できるということで、今の数字ぎりぎりにしてしまうとその方が条例からオーバーするので復帰できないとか、そういうこともあつてはいけませんので、定員管理計画に合わせてマックスの数字で改正させていただくということでございます。

○委員長（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） もう1回伺います。要はその大枠をつくっておくけれども、実際にはめるかどうかは別だと。全くその管理計画なしで採用すると言われてはいけないので、一応採用計画の枠は、採用計画じゃない、管理計画の枠はつくってあるけれども、必ずそこに収めるということではないということなんですか。

○委員長（寺田幸弘） 平松部長。

○企画政策部長（平松克純） そこに収めるつもりで採用計画も立ててやっておりますが、たまたま今こういうことになっているということで、本来あるべき姿はこの条例どおりの794名が埋まっているというのが理想的な姿です。そこを毎年目指してはいます。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） では、その枠いっぱいになるように採用はしていくということですね。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） おっしゃるとおりです。計画の数値を目指して募集をかけていくという考え方でございます。

○委員長（寺田幸弘） 山本委員。

○委員（山本行男） 枠取りについてはよくわかりました。

育休の場合はある程度見られるじゃないですか。この休職している方というのは今何人ぐらいなんでしょうか。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） 24名中 4名になります。

○委員（山本行男） その方々が、見る限りですよ、近々復帰できるなどか、全くそこは見えていないのか。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） 現実問題として、復帰できるかどうかは個々の症状によるものですから、今の段階で復帰する見込みがあるというのは、申し訳ございませんが言い切れない状況になります。

○委員長（寺田幸弘） 大井総務部長。

○理事兼総務部長（大井敏行） 今、4名ということですがけれども、復帰に当たりましては、医師の診断もありますが、定期的に面談等もさせていただくとともに、本人の意思等も確認しております。また、復帰に際しては、職員個々にカリキュラムを組んで、慎重に対応している状況です。

○委員長（寺田幸弘） そのほかございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） この配置換え職員数、1ページで配置換えの職員数というのは定数外になってしまうのか。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） おっしゃるとおりです。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） では、確認ですけれども、来年度は一応今よりもこのぐらいの配置換えとか見ていってもいい、最低14人は増やす方向でやっていくということか。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） そこを目指して、人事担当のほうと連携をして募集をかけていっているという考え方でございます。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） それと、2ページですけれども、非常勤職員数の星印で、フルタイムの会計

年度任用職員も非常勤職員としていると。退職金払う職員がこんなにいるんですか。

払う人がこんなにいるのというのは、多いのじゃないかという意味じゃなくて、実際みんなだつて、何とか休みを取らせてフルタイムの扱いをなくしているでしょう。こういうところだけフルタイムの職員だつて上げるのはおかしくないかということです。みんな指定休取らせてパートタイム扱いにさせてしまっているじゃない。そういう意味で発言しました。

だから、本当にこうやってフルタイムと書くんだつたら指定休なんか取らせないで、ちゃんと所要の決められた待遇にしてやるべきだということです。

○委員長（寺田幸弘） 深田企画政策課長。

○企画政策課長（深田康嗣） 現実的なところと計画のところということがあろうかと思いたいで、人事担当と連携しながら検討していきたいと思いたい。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） その扱いが、市のほうがよく知っているんでしょうけれども、実際違うもので、非常に冷酷なことやっているもので、こういう数字だけ出してくるとかわいそうというか。

○委員長（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

そのほか質疑ありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） それと、この計画に基づいてやっているということだったら、やっぱりこの計画はひた隠しにするものじゃなくて、最初に出して長期計画でこういうふうに行っていきますよと、今年はこの、だから年度ごと条例で行っていくんですと、そうやってやればいいのに、これをひた隠しにする考え方がよく分からないんだけど、これだつて国に出しているんですか。

○委員長（寺田幸弘） このことについてそれじゃお願いします。部長のほうでいいですか。

平松部長。

○企画政策部長（平松克純） 国へは出していないで、県が毎年調査をしていますので、その調査の回答として出しているだけで、オープンには今までもしていませんでした。ただし、さきほど委員がおっしゃるようにひた隠しにするものでもありませんので、今回庁内合意が取れたということで、今回出させていただいたということでございます。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） ですのでこうやって条例、定数条例変更というのを出してくるときは、今は計画の何年度でこういう計画になっていますと、これを出したらそれで済むことで、毎年毎年指針も分からず今年これだけ増やします、今年これだけ減らしますと出されても、どういうことだと思

うんです。これは庁内合意が取られたということですので、必ずこういったのをこれから出していただいて、長期計画ではこうなっていますということをちゃんと示していただきたい。

○委員長（寺田幸弘） それでは、そのほか質疑ありますか。

○委員（鈴木久裕） 今の回答がほしい。

○委員長（寺田幸弘） 分かりました。その回答について。

平松部長。

○企画政策部長（平松克純） おっしゃるとおりですので、今後また条例改正の折には、またその都度この最新の資料を出させていただいて、御審議いただくようにしたいと思います。

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はをお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 中身そのものは問題がないけれども、一応この定数というものは何かというと、議会としてこの定数を認めたら、市長もその権限の範囲内で任用してもいいよという上限の数ということなんです。

だから、雇う、そのとおりに増やすようにやってくれるということでそれでいいものだから、計画的に、働きがい改革をしていただきながらやっていただければなとは思いますが。

○委員長（寺田幸弘） そのほか、今、鈴木委員の意見に対して藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子） 私も、この条例の一部改正についてはいいと思いますが、やはりこれまた今後人事課ができましたが、そちらとの連携もしっかり図って、採用から人材育成までしっかりと見守っていただきたいと思いました。

以上です。

○委員長（寺田幸弘） そのほか意見ございますでしょうか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） それでは、鈴木委員と藤澤副委員長の言われたような形で、今回の人事についての、人事案についてはいいんだけど、今後の在り方についてしっかり、人員採用見込みとか在り方を考えて進めてほしいということを報告とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で討議を終結します。

討論ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第18号 掛川市職員定数条例の一部改正について、原案のとおり可決することで賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございました。

議案第18号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、昼に、12時を回りましたので、ここで審査を中断したいと思います。

午後の開始は、午後 1時からという形にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

午後 0時05分 休憩

午後 0時58分 開議

○委員長（寺田幸弘） それでは、時間が早いですけれども、審査を再開したいと思います。

よろしくお願ひします。それでは、議案第22号 掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いいたします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今までの個人情報の保護制度も、それまで何本かあったというのはあるんですけども、地方にそういったものを差配するという権限になったということだと思っただけけれども、法律の下に一本化されたことに、ある意味地方分権とかの観点から、その辺はどういう検討をされていますか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 今回の法律が施行されることによって、市民の方への影響はありません。法律ができることで、根拠となるものがそちらに集約されると理解しております。

個人的には、初めからこうなっていたらよかったのではないかと考えております。現行、各地方

公共団体の条例については、2,000個問題と言うんですけれども、取扱いがばらばらだったという問題も生じておりまして、今回、新しく法律で一元化することになったと理解しております。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 開示までの期間とか、費用をどうするかとか、一応決める部分がちゃんと残されているもので、完全に自治体の権限がなくなったというわけではないと、そういうふうになっていますか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） そのとおりです。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 最初にばらばらになってしまって、第5条の第2項で、写しの交付とかそういう場合に、当該、実施機関が定めるところによりとあるんですけれども、これについては、例えばでいうとコピー代とかCDを焼いてもらうとか、そういったものだと思うんですけども、これは実施機関それぞれ、どういう決まりになっていましたか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） コピー1面10円で、CDが150円という形でお渡ししています。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） こういったものというのは条例上うたわんでもいいのか、その辺はどうですか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） これは手数料となって、実費と捉えています。

○委員（鈴木久裕） 費用負担だからということか。

○行政課長（熊切紀和） そうですね。

○委員長（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） これ以外に費用負担というか実費でもらっているのはどれで、市役所内でどんなのありましたか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） これ以外にはないと記憶しております。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） ここでは実施期間、下に落としたと見ても、やっぱりこれもある程度ルール

として公にしておく必要がありますよね。それでない、今日はサービスでとかやってしまったりするといけないということでしょう。だから、そこはどういううたい方をするのがいいのか、どういうふうに考えますか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 開示するものについては、行政課に必ず確認が来ますので、費用につきましてはそこで厳正に負担していただくことにしております。

請求者への説明は、口頭になりますが、請求あったときにはしております。

○委員長（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） そこが本当は引かかるんですよ。いいのかな。実費だからいい。費用負担を求める。手数料ではなく実費、材料費か。その辺というのは検討したのか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） そうなんですけれども、やっぱり請求者には明確に分かりやすく提示するように今後も心がけたいとは思っております。掛川市の公式ホームページには代金について掲載しています。

○委員長（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

そのほか質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今さらだけれども、今までもそうやっていたんですね。分かりました。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 実費を開示請求者に求めるということについては、やっぱり基準とかをはっきりして、あらかじめ何らかの形でもう統一した基準ですということを知るようにしとくほうがいいかなというふうに思いました。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員の基準等を明確にしておいたほうがいいんじゃないかという御意見でございますが、そのほか鈴木委員の意見に対して意見のある方ありませんか。

藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子） この個人情報の保護に関する法律の施行条例ということですが、この全体の見直しとともに、より改善策がないかというところは私も常に探っていたらとは思っておりますが、出していただいたこの資料を見ても、見直し後というのがとても明確になってくることが多いかと思っておりますので、よいかと思っております。

○委員長（寺田幸弘） そのほか意見はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） よろしいですか。

以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第22号 掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

議案第22号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 県内とか周りの市町、どういう形を取っていますか。この審査会の設置の仕方について。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 周りの市町に聞いてはいませんけれども、総務省の管轄であります個人情報保護審査会で条文イメージを出してございまして、それを参考に規定していると思っておりますので、

予想するところほぼ皆さん同じ形で設置していると思っております。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） つまり、モデル条例としてそう示されたんですね。

では、モデルと変えたところというのは。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 条文のイメージとして送られてきているものなんですけれども、委員による調査手続として今の個人情報、保有個人情報を閲覧させることができるとありますけれども、その部分について調査の時点では閲覧することは当たり前じゃないかということで削ってありました。そのぐらいですね。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論は終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第23号 掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

議案第23号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第37号から議案第39号までの3件について一括議題としたいと思います。

御異論ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） それでは、異議なしの声がありましたので、それでは議案第37号 情報公

開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（小笠老人ホーム施設組合）、議案第38号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（掛川市・菊川市衛生施設組合）、議案第39号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（東遠工業用水道企業団）の3件を一括議題とします。

これら3件については、一括して当局の説明を受け、質疑、討論を行った後、採決いたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘） ただいまの3議案に対する説明に対する質疑をお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） この3組合、現在は、情報公開と個人情報保護の審査事務というのはどういふふうにやっていたのですか。独自に審査会を設けてやるという条例をつくってやっていたのか。それがそもそもなかったのか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 小笠老人ホーム施設組合は、情報公開条例がありませんで、個人情報のほうもありません。掛川市・菊川市衛生施設組合は、情報公開のほうはありますけれども、個人情報はなしと。東遠工業用水道企業団は、情報公開条例がありますが個人情報の保護はないという、そういう状況です。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 要は、今までなくてよかったのが、一律執行機関というか団体だと規定されてしまったもので、これはいよいよやらなきゃいけないと。では、ついでには掛川市にお願いしたい、そういう流れで来ているということですか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） そのとおりであります。情報公開条例や個人情報保護条例が国の準則どおりのところもあれば、規定をはみ出しているところもあれば、そもそも規定していませんというような、そんな団体もありまして、今回、法律で統一されますので、これを機にこちらに委託という形で話がありました。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑ありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） これはあくまで審査会事務だから、例えば東遠工業用水企業団に情報公開請求するときは、一応3階に先に行くということですよ。それで、審査会に何かこれおかしいじゃ

ないのに行くときは行政課に直接来る。そういうイメージですか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 不服があったり、例えば不開示という形で回答したときに、申請者に不服があったりしたときに審査会にという話があると思うんですけども、諮問を受けて、掛川市の審査会がそちらの審査を行うということになります。開示請求等の受付事務についてはそれぞれの組合でやることになってますが、実績として今まで開示請求はなかったと聞いております。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本均） これは掛川市との間の話で、議員の中では袋井だとか、企業団もそうですし、組合みたいのがあるんですけども、そここの内容というのは変わっていないのか、同じものを使って菊川市でも袋井市でもやっていたらいいのか、掛川市だけがこの内容になっているのか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 明確には分からないんですけども、ほぼ同じ内容になっているものと思っています。

○委員長（寺田幸弘） 松本委員。

○委員（松本均） 例えば、組合議会に出たときに、こっちの内容と向こうで、菊川市で承認された内容が違っているという可能性はあると、そういうことですね。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） それぞれの審査会に諮問された場合ですけども、違う可能性はあります。

○委員（松本均） でも、大体一緒ということか。

○行政課長（熊切紀和） 委員さんが別ですし、基本的な考え方は同じかと思いますが、違った回答がされるという可能性もあります。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 基本的に、管理者がいる市町が大体請け負いましょうという、そんな分担の仕方ですか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） そのとおりです。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） それでは、以上で質疑を終結します。
質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。
意見のある方はお願いします。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討議を終了します。
討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論を終わります。
それでは、採決に入ります。
議案第37号から議案第39号までの 3件について、一括採決いたします。
本 3件について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございました。
議案第37号から議案第39号までの 3件につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号 掛川城天守閣修復景観整備工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。
質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 最初は、割と遠くから見て全面的にやろうかなと思ったけれども、近くでしっかり見たらやっぱりいらぬですねということで節約ができた、そういう捉え方でいいですか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 漆喰の内側に中塗りという部分があるんですけども、足場を組んで見てみたら中塗りの部分まで直す必要はないという、要するに漆喰だけやり直すという部分が多数あったということで減額となりました。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 関連ですけれども、この工期が伸びたじゃないですか。この間のお城の指定管理者のあそこは損害になったじゃないですか。お客さんが入らないもので。その辺のやり取りというのはこの業者さんが見るようになったのか、市が、業者の施工の工期の関係で休みが延長になったのを市が補填するというのは変じゃないのという声もあったんですけども、そのあたりはどうなったと承知していますか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 営業補償につきましては、今、業者と協議中ということであります。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 市が払うという可能性もあるということですね。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） それはないという前提であろうかと思えますけれども、詳細を今、協議しているということであります。

○委員長（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

そのほか質疑はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） よろしいですか。

以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 設計管理の人もあれだけ一生懸命やってくれていますので、それで精査もして少なくなったとすれば、これだけ少なく本当にありがたいなというふうに思います。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員の意見でございました。

そのほか意見ございますでしょうか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第42号 掛川城天守閣修復景観整備工事変更請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

議案第42号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題といたします。

それでは、納税課の説明をお願いします。

岡田納税課長。

○委員長（寺田幸弘） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） この事務所のそもそも移転に至った経緯というか、その辺を教えてくださいますか。

○委員長（寺田幸弘） 岡田納税課長。

○納税課長（岡田清吾） 現在入居しております静岡市内のビルの建て替え計画に伴いまして、移転先を探していたところが発端となっております。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 掛川市に呼べないのか。

○委員長（寺田幸弘） 岡田納税課長。

○納税課長（岡田清吾） 藤枝市に決まった経緯につきましては、立地が中部地区にあるということ、駅から徒歩 5分圏内であるということ、旧銀行跡地ということですから書庫の移転が可能ということ、あと大幅な改装をせずにそのまま執務室として利用可能というような条件がそろっていたと伺っております。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

[「ありません」との声あり]

○委員長（寺田幸弘） 以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第40号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございました。

議案第40号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、その他に入ります。

その他で皆さんからございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で総務委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時45分 散会